

札幌学院大学法学会規程(抄)

(名称および事務所)
第一条 本会は、札幌学院大学法学会と称し、

事務所を札幌学院大学法学部内に置く。

(目的)

第二条 本会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及、および会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(一) 学術雑誌『札幌学院法学』の編集
(二) 研究会・講演会の開催
(三) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事項

(組織および学生の地位)
第四条 本会は、次の会員をもつて組織する。

(一) 通常会員(法学部専任教員および総会の承認を得た本学教職員、名譽教授)
(二) 賛助会員(本学卒業生およびその他の、本会の趣旨に賛同・支援し、会費を納入した者。ただし、総会の承認を必要とする)。

(三) 学生会員(本学法学部学生)

(総会)
第五条 総会は、通常会員をもつて構成する。二、総会は、本会の運営に関する重要な事項、および年度の予算・決算を審議承認する。

三、総会は、会長がこれを招集する。また、通常会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

(役員)
第六条 本会に次の役員を置く。
会長 一名
幹事 若干名
総務幹事 一名

二、会長およびその他の役員は、総会で互選する。
三、役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)
第七条 会長は、会を代表し、会務を総括主導する。

(総務幹事および幹事)

第八条 幹事の中から総務幹事を互選する。総務幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その事務を代行する。

二、幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。
三、幹事には、庶務・会計担当を置く。ただし、庶務・会計は本学職員の中から委嘱された者に分担させることができる。

会員名簿

鈴宇見莊	吉家	松洞西	千田清	清嶋佐佐	笛小神金	小岡	伊
木田澤子	川田	本澤尾	葉處水	水田藤木	川杉谷山	沢田	藤
敬一俊邦	日愛	祥秀	敬寛博雅敏佳陽	敏伸章	隆久	美子	雅
夫明明雄	男子	志雄	義樹之彦	行広子	健彦	次生剛	康